幌加内町お試し住宅賃貸借契約書

（目的）

第１条　この契約書は、幌加内町（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）

　　　が幌加内町お試し住宅の利用にあたって必要な事項を定める。

（対象物件）

1. 本契約の対象となる住宅（以下「対象建物」という。）は、次のとおりとする。

　　　　　名　　称　：　幌加内町お試し住宅　沼牛１号

　　　　　所 在 地　：　北海道雨竜郡幌加内町字沼牛２５５番の２

　　　　　建　　物　：　木造平屋　　６７　㎡

（用途）

1. 乙は、移住体験住宅として使用する。

（契約期間）

第４条　本契約の期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの〇〇日間とする。

（料金の支払）

第５条　乙は、利用料金の〇〇〇〇〇円を本契約日に甲に支払うこととする。なお、納入後の

利用料金については、幌加内町移住体験住宅設置要綱（以下「設置要綱」という。）

第９条により特別な事情がない限り還付しないものとする。

（契約の解除）

1. 甲は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。
2. 乙から利用中止届出書による申出があったとき。
3. 乙が設置要綱第１１条に違反したとき。

（禁止又は制限される行為）

1. 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、貸借権を譲

渡し、又は転貸してはならない。

　　２　乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは

模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

（修繕）

1. 本物件は、現状での賃貸であり、甲において修繕は行わないため、本物件の契約時点で、

甲、乙立会いの下、現状を確認する。

（明渡し）

1. 乙は、利用期間が満了するまでに住宅を明渡さなければならない。この場合において、

乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を現状回復しなければならない。

（立入り）

第10条　甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他本物件の管理上特に必要があるときは、

　　　あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立入ることができる。

　　２　乙は、正当な理由がある場合は除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することは

　　　できない。

　　３　甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、その他緊急の必要がある場合におい

　　　ては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立入ることができる。この場合に

おいて、甲は、乙の不在時に立入ったときは、立入り後その旨を乙に通知しなければなら

ない。

（連帯保証人）

第11条　連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

（協議）

第12条　甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じ

た場合は、法令その他の慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

（その他）

第13条　本契約に規定されていない事項については、甲乙協議のうえ定める。

上記の通り契約が成立したこと証するために、本契約書を２通作成し、甲及び乙が各１通を保有する。

　令和〇〇年〇〇月〇〇日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　住所　北海道雨竜郡幌加内町字幌加内4699番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　幌加内町長　　細　川　雅　弘

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　連帯保証人　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　連帯保証人　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名